

重要事項説明書【低圧】本書は電気事業法に基づき交付いたします。本書の内容を必ずお読みください。

本書は、つづくみらいエナジー株式会社(以下「当社」といいます)の電気をご契約いただく際の重要事項についてご説明するものです。本書の内容を十分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、契約の詳細は「電気需給約款(低圧)」に定めており、当社ホームページ(<https://tmenenergy.co.jp/>)よりご確認ください。

1. 小売電気事業者について

名称: つづくみらいエナジー株式会社

代表社名: 代表取締役塩原太郎

住所: 静岡県静岡市葵区七間町14-1ザ・エンブル七間町2701

登録番号: A0766

※電気の販売は小売事業者である当社が行います。ただし、当社が代理店契約を締結している販売店にて電気販売の営業活動を行うことがあります。

その場合の業者の名称および連絡先は電気使用申込書に記載いたします。

2. お申し込み方法について

当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。

3. ご契約内容について

①電気の供給開始予定日

電気の供給開始予定日は、原則として以下の通りとなります。

ただし、一般送配電事業者の切替業務の進捗等に応じ、供給開始が遅れる場合があります。

・スマートメーターが設置されている場合

お申込み後所定の手続きが完了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初もしくは次回の検針日

・スマートメーターへの取替え工事が必要となる場合

お申込み後所定の手続きが完了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初もしくは次回の検針日

②契約容量および契約電力

契約容量(アンペア、キロボルトアンペア等)については、お客さまのお申し出により決定いたします。現在のご契約から変更を行う場合は工事等が必要になる場合があります。契約電力は送配電事業者から提供される検針データに基づいて決定いたします。

③契約プラン(契約種別)

	契約電力	供給電圧
定額電灯	400VA以下	100V・200V
従量電灯B	10A以上60A以下	100V・200V
従量電灯C	6kVA以上50kVA未満	100V・200V
低圧電力	50kW未満	100V・200V

④周波数

	静岡県(富士川以東)・東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県	静岡県(富士川以西)・愛知県・三重県・岐阜県・長野県
周波数	50Hz	60Hz

⑤契約期間および更新時期

契約期間は、供給開始日から起算して1年間とします。契約期間満了日の1か月前までに、契約内容の変更もしくは解約の通知がない場合には、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で自動更新されるものといたします。

4. 電気料金について

①電気料金

・電気料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額となります。ただし、電力量料金は燃料費調整額を加減した金額とします。計算式の詳細は「電気需給約款(低圧)」をご確認ください。

・電気料金=基本料金+電力量料金(電力量料金単価×使用量±燃料費調整額)+再生可能エネルギー発電促進賦課金

②電気のご使用量の検針と料金計算の方法

・一般送配電事業者が計量した電気のご使用量に基づいて、1か月の料金を計算いたします。なお、料金の算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1か月として計算いたします。ただし、お引越等により、ご使用期間が1か月に満たない場合は、日割計算いたします。

・計量されたご使用量を使用して、お客さまの契約プランに従い当社にて料金を計算いたします。

③延滞利息

お客さまが料金を支払期日(検針日の翌月の末日)を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は「電気需給約款(低圧)」をご確認ください。

5. 料金の支払いについて

①お支払い方法

お支払い方法は、口座振替またはクレジットカードでお支払いいただけます。口座振替やクレジットカードの登録手続きが間に合わなかった場合、または口座の残高不足やクレジットカードの停止等により引き落としができなかった場合には、当社指定の金融機関等を通じて払い込みにより金額をお支払いいただくことがあります。

②お支払い金額・請求書の確認方法

電気料金のお支払い金額および請求書、明細書は、当社ホームページ内のお客さま専用ページにてご確認ください。当社は該当電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものといたします。紙による請求書・明細書の発行をご希望の場合は、1地点ごと1通あたり150円(税別)の発行手数料がかかります。

6. 一般送配電事業者に対するお客様の責任について

①お客さまのご負担

- ・従前の小売電気事業者からの切替に伴う計量器工事は、お客さまの費用負担なしで一般送配電事業者が実施いたします。
- ・ただし、当社が一般送配電事業者から託送供給約款に基づき工事費の負担を求められた場合、または当社が敷設する場合は、当社が算定した費用をお客さまから申し受けます。
- ・お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から当社に請求された場合、その費用はお客さまから申し受けます。

②お客さまにご協力いただく事項等

電気の需給に際し、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生ずる恐れがある場合等のご連絡、業務上必要とする場合のお客さまの土地または建物に立ち入ることおよび業務実施することにご承諾をお願いいたします。

7. ご契約の変更および解約について

①契約内容の変更

ご契約内容の変更をご希望される場合は、原則として変更される1か月前までにご連絡ください。

②契約の解約

契約の解約をご希望される場合は、原則として解約される1か月前までにご連絡ください。

契約解約による解約金は原則として発生いたしません。

ただし、契約の変更・解約に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払い等を求められた場合には、当社はその費用をお客さまから申し受けます。

8. 当社からのお申し出による契約の変更および解約について

①当社からの契約の変更

一般送配電事業者が定める託送供給約款、法令等の改正があった場合、また当社が電気料金の改定を行う場合などに、当社の「電気需給約款」を変更することがあります。その場合はお客さまとの契約は変更後の「電気需給約款」によるものとなります。変更する場合には、当社のホームページ等を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。

②当社からの契約の解約

お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社はあらかじめ書面での通知をした上で契約を解約することがあります。

- ・お客さまが電気料金(この契約以外の電気料金を含みます)を当社の定める支払期限を超過してなお支払われない場合
- ・お客さまが電気需給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気需給約款に違反した場合
- ・お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
- ・託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客様に対する電気の供給が停止されている場合

9. 他の小売電気事業者(現在ご契約中の電力会社等)からの当社への切替え

当社と新たに契約される場合、お申込み前にご利用されていた小売電気事業者(以下「旧事業者」といいます。)との間で締結された電気需給約款が解約され、その内容に、違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス(特典およびポイントサービス)等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。

10. 信用情報の共有について

お客さまが、電気需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を超過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を、他の小売電気事業者等へ、当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

11. 再エネプランの電力について

- ①「再エネ30%」、「再エネ50%」、「再エネ100%」のプランは、太陽光発電等で発電された再生可能エネルギーの電気およびFIT電気に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。
- ②インバランスや修繕、事故、系統からの出力制御依頼などやむを得ない場合には、ご契約プランの再エネ比率を満たせないこともあります。その場合でも証書によりCO2排出係数ゼロの電気を供給いたします。
- ③当社は、自然災害、法令の制定または改廃等、当社に責めに帰すべからざる事由の発生により、再エネプランに基づく契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止する場合があります。なお、この場合には、当社は対象となるお客さまへその提供を中止する日を事前にお知らせいたします。また当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

12. 個人情報の取扱いについて

当社が取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに則り利用することについて、承諾していただきます。プライバシーポリシーの詳細は、当社ホームページをご確認ください。

<クーリング・オフについて>

1. お客さまが、特定商取引に関する法律にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申込み(またはご契約)された場合、申込書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、書面によりお申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)をすることができ、その効力は書面を発信したときから生じます。
2. 上記に記載した事項にかかわらず、当社がクーリング・オフに関する事項につき、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによりクーリング・オフを行えなかった場合には、あらためて当社が交付するクーリング・オフのできる旨の書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、クーリング・オフをすることができ、その効力は書面を発信したときから生じます。
3. お申込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との需給契約が解約されている場合、お客さまは新たな小売電気事業者と契約していただく必要があります。

【お問い合わせ先(販売店)】

【小売電気事業者】

社名: つづくみらいエナジー株式会社

電話: 054-277-2293

営業時間: 月～金曜日 8:30～17:30

(土・日・祝日・年末年始を除く)

HP: <https://tmenergy.co.jp>